資源管理基本方針別紙2-2 くろまぐろ(大型魚)新旧対照表

変更後	変更前
(別紙2-2 くろまぐろ (大型魚))	(別紙2-2 くろまぐろ (大型魚))
第1 (略)	第1(略)
第2 管理年度 大臣管理区分 1月1日から同年12月末日まで <u>都道府県</u> 4月1日から翌年3月末日まで	第2 管理年度 大臣管理区分 1月1日から同年12月末日まで <u>知事管理区分</u> 4月1日から翌年3月末日まで
第3~第5(略)	第3~第5(略)
第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1) 都道府県 (全体) 及び大臣管理区分への配分の基準	第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1) <u>漁獲可能量の</u> 都道府県及び大臣管理区分への <u>基礎的な</u> 配分 <u>並びに</u> 国の留保
漁獲可能量のうち令和6年(2024年)のWCPFCにおける我が 国の漁獲上限に相当する数量については、国の留保を除いた数量を、 令和3管理年度から令和5管理年度の管理年度ごとの大臣管理区分 又は都道府県の漁獲実績の比率の平均値(以下この別紙において「基 礎比率」という。)を用いることを基本として配分するものとする。 残りの漁獲可能量については、国の留保を除いた数量を基礎比率 によらず、都道府県に配慮して配分する。また、大臣管理区分間での 配分については、基礎配分からの増加量及び増加率を考慮し、必要な 調整を行う。	国の留保は、漁獲可能量の10パーセントを超えない数量とする。 都道府県及び大臣管理区分への基礎的な配分は、WCPFCで合意された基準年の平均漁獲実績を基本として、近年の平均漁獲実績を 勘案して配分するものとする。

(削る。)

(2) 各都道府県への配分の基準

基礎比率を用いて配分することを基本とする。

ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、令和6管理年度の当初の都道府県別漁獲可能量に相当する数量(4に基づき行う過去の超過分の差し引きやくろまぐろ(小型魚)からくろまぐろ(大型魚)への漁獲可能量の振替等の処理を行う前の数量。以下この別紙において「都道府県別基礎配分」という。)を下回る都道府県にあっては都道府県別基礎配分とすることを基本とした上で必要な調整を行う。

さらに、国は、以下の①から⑦に掲げる上乗せ又は追加配分のために当初において一定の数量を確保し、調整するものとする。

(当初に上乗せするもの)

- ① 混獲管理を目的として、基礎比率を用いて算出された数量又は都道府県別基礎配分が1トン未満となる都道府県に対して上乗せするもの
- ② 都道府県別漁獲可能量を超えないよう漁獲量を管理する困難 さを緩和することを目的として、基礎比率を用いて算出され た数量又は都道府県別基礎配分が少ない都道府県に対して上 乗せするもの
- ③ 第2管理期間及び第3管理期間の超過分の差し引きにより、 基礎比率が低くなる都道府県への影響緩和を目的として、該 当する都道府県に対し基礎比率を用いて算出された数量又は 都道府県別基礎配分に上乗せするもの
- ④ <u>都道府県別漁獲可能量を超えないよう漁獲量を管理する困難さを緩和することを目的として、基礎比率を用いて算出された数量又は都道府県別基礎配分が、平成27年度(2015年度)</u>から令和5年度(2023年度)の各年度の最大漁獲実績を下回

(2) 大臣管理区分への配分の基準

大臣管理区分への配分にあっては、WCPFCで合意された基準年(平成14年(2002年)1月1日から平成16年(2004年)12月末日まで)を基本として、近年の漁獲実績を勘案した割合で配分する。

(3) 都道府県への配分の基準

都道府県への配分にあっては、平成27年(2015年)4月1日から 平成30年(2018年)3月末日までの漁獲実績を基本とした割合で配 分する。

また、漁獲実績を基準として配分した場合に漁獲可能量が1トン 未満となる都道府県に対しては、必要最小限の混獲管理のための漁獲 可能量を配分し、配分量が20トン未満となる都道府県(近年漁獲実 績がない都道府県を除く。)に対しては、混獲管理のための漁獲可能 量を配分する。

る都道府県に対して上乗せするもの

(管理年度中に追加配分するもの)

- ⑤ 管理年度中の漁獲可能量の融通を促進することを目的として、前管理年度に未利用分を譲渡した都道府県に追加配分するもの
- ⑥ 国全体の漁獲可能量の有効利用を目的として、前管理年度の 消化率が高い都道府県に追加配分するもの
- ① くろまぐろ (小型魚) の漁獲を削減することを目的として、漁獲の対象をくろまぐろ (小型魚) からくろまぐろ (大型魚) へ転換するための国が定める枠組みに参加する漁業者に対するものとして追加配分するもの

(削る。)

2 (略)

3 漁獲可能量の繰越分について

前管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、WCPFCで合意された繰越率を上限に繰り越すこととする。都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、それぞれの当初の都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の10パーセントとする。ただし、第5の1のくろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲量の総量の管理を行う管理区分)の大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該管理区分及び第5の5のくろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う区分)の当初の大臣管理漁獲可能量の合計の10パーセントとする。また、当該繰越数量

(4) 資源評価に用いるデータの収集への配慮

経年の漁獲実績のデータが北太平洋まぐろ類国際科学小委員会に よる資源評価の指標の算出に用いられている漁業の種類及び各都道 府県に対しては、当該管理年度の国の留保から当該データの精度を担 保するために必要な漁獲可能量を上乗せして配分することができる。

2 (略)

3 漁獲可能量の繰越分について

前管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、WCPFCで合意された繰越率を上限に繰り越すこととする。都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、それぞれの当初の都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の10パーセント (WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率)とする。ただし、第5の1のくろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲量の総量の管理を行う管理区分)の大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該管理区分及び第5の5のくろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う区分)の当

のうち、前管理年度において第6の6の規定により第5の1のくろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲量の総量の管理を行う管理区分)の大臣管理漁獲可能量に追加配分された数量(以下この別紙において「前管理年度繰り入れ数量」という。)は、第5の5のくろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う管理区分)の大臣管理漁獲可能量に追加配分することとする(当該繰越数量が前管理年度繰り入れ数量に満たない場合はその満たない数量でもって追加配分をする。)。

残りの漁獲可能量については、国が留保するものとする。

4 (略)

5 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に配分<u>するも</u>のとし、前管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰越しに係る留保を配分する際には、都道府県を優先するものとする。

6 (略)

第7~第9(略)

初の大臣管理漁獲可能量の合計の10パーセント (WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率。以下この別紙において「繰越上限の特例の数量)という。)とする。また、当該繰越数量のうち、前管理年度において第6の6の規定により第5の1のくろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲量の総量の管理を行う管理区分)の大臣管理漁獲可能量に追加配分された数量(以下この別紙において「前管理年度繰り入れ数量」という。)は、第5の5のくろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う管理区分)の大臣管理漁獲可能量に追加配分することとする(当該繰越数量が前管理年度繰り入れ数量に満たない場合はその満たない数量で、前管理年度繰り入れ数量が前管理年度の繰越上限の特例の数量を超える場合は当該繰越上限の特例の数量でもって追加配分をする。)。

残りの漁獲可能量については、国が留保するものとする。

4 (略)

5 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に配分するものとする。

6 (略)

第7~第9 (略)